

## 特別委員（農産物）名簿

中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
栗原 眞	農林水産省生産局農業環境対策課農業環境情報分析官
加藤 浩生	全国農業協同組合連合会 千葉県本部 営農販売企画部 部長
下山 久信	公益社団法人 日本農業法人協会
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 農産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕

## 特別委員（畜産物）名簿

佐藤 衆介	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 教授
中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
藁田 純	農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
南波 利昭	公益社団法人 中央畜産会 副会長
八木 淳公	公益社団法人 畜産技術協会 緬山羊振興部長
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 畜産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕

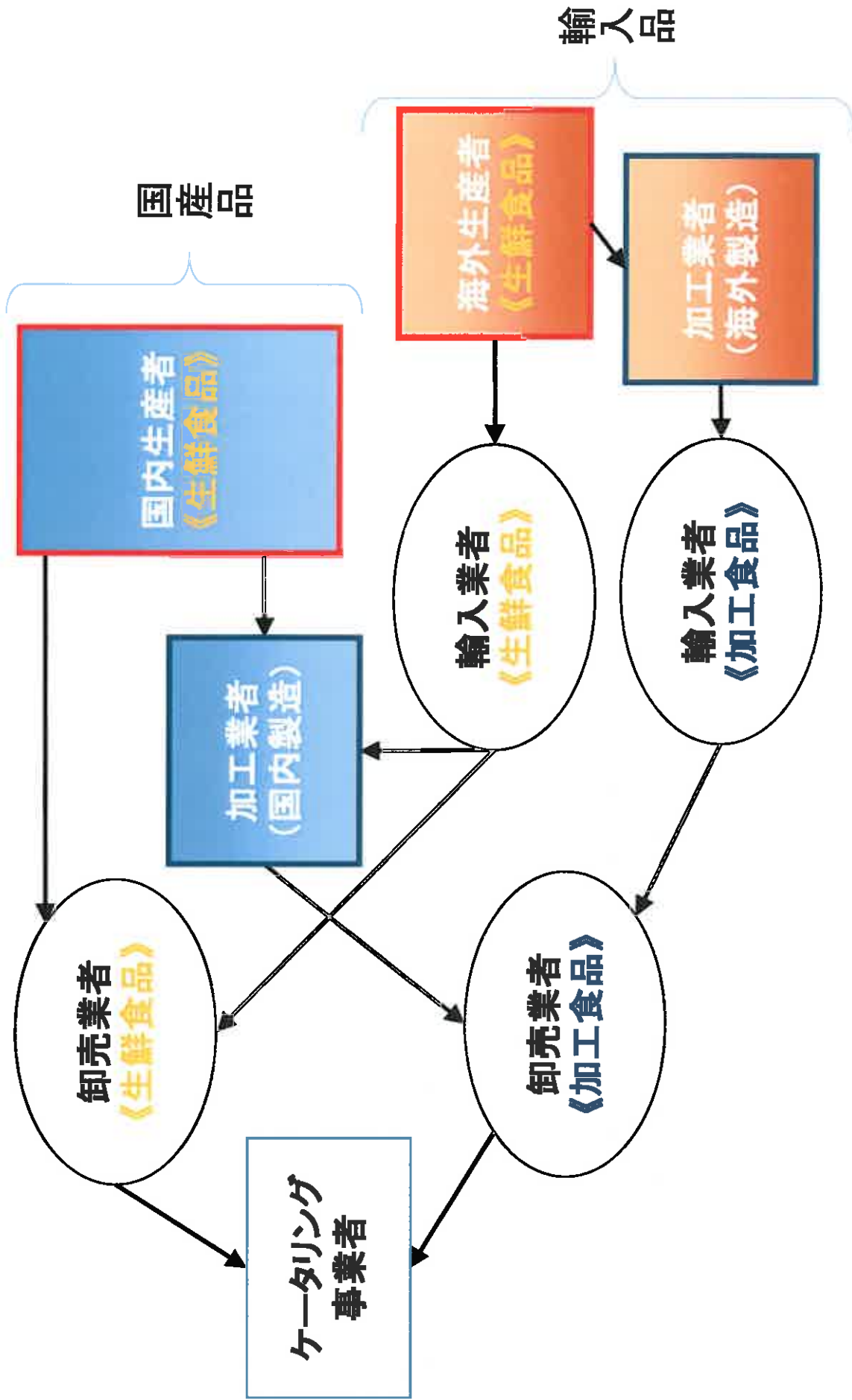
## 特別委員（水産物）名簿

大関 芳沖	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 審議役
中 裕伸	水産庁漁政部企画課長
重 義行	一般社団法人 大日本水産会 専務理事
大森 敏弘	全国漁業協同組合連合会 常務理事
佐々木 康弘	全国水産加工業協同組合連合会 参事
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 水産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕



# 食材(農・畜・水産物)の調達基準の適用対象について



※実際の流通は上図より複雑だが、適用対象を分かりやすく示すために単純化している。



- 対象産品は、生鮮食品（※）及び農産物を使った加工食品とし、生鮮食品については調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については主要な原材料が調達基準を満たすものを優先的に調達することに努めることとしてどうか。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物の生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。

~~なお、農産物を使った加工食品については、使用される主要な原材料が調達基準を満たしているものを優先的に調達することに努める。~~

- 持続可能性の観点から、以下の点を満たす農産物の調達を行うこと求めることとしてどうか。

- ① 提供される食品材の安全・安心を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等を遵守するとともに照らして適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・ 農薬の適用作物、使用回数・時期等の使用方法遵守と記録
- ・ 水源の安全性の確認
- ・ 作業者が衛生的な状態を保てるよう管理
- ・ 収穫・調整・選別時の適切な温度管理、汚染・異物混入防止対策

- ② 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。により農産物が生産されていること。

【具体的な内容の例】

- ・ 農薬だけに頼らない病虫害の防除
- ・ 周辺環境や生態系に影響を与えないような農薬散布方法の採用
- ・ 土壌診断を踏まえた肥料の過剰施用防止、堆肥等の有機物の施用による適切な土壌管理
- ・ 廃棄物の適正な処理・利用

- ③ 農産物の生産に当たって、作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていることに十分配慮されていること。

【具体的な内容の例】

- ・ 安全作業のための服装や保護具の着用及び作業後の保管

- ・ 表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善
- ・ 機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管
- ・ 農薬・燃料等の適切な管理

■ 国産農産物について、優先的に選択するよう努めることとしてはどうか。

【理由】

国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的機能発揮等へ貢献するとともに、国産農産物は、輸入農産物に比べて輸送距離が一般的に短くなることから、輸送に伴う温室効果ガス排出の抑制にもつながるため。

■ 以下のものについては、推奨することとしてはどうか。

- ・ 有機農産物

【理由】

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるため。



- 対象産品は、生鮮食品（※）及び農産物を使った加工食品とし、生鮮食品については調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については主要な原材料が調達基準を満たすものを優先的に調達することに努めることとしてはどうか。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物の生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。

- 持続可能性の観点から、以下の点を満たす農産物の調達を行うこととしてはどうか。

①食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・農薬の適用作物、使用回数・時期等の使用方法遵守と記録
- ・水源の安全性の確認
- ・作業者が衛生的な状態を保てるよう管理
- ・収穫・調整・選別時の適切な温度管理、汚染・異物混入防止対策

②周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・農薬だけに頼らない病害虫の防除
- ・周辺環境や生態系に影響を与えないような農薬散布方法の採用
- ・土壌診断を踏まえた肥料の過剰施用防止、堆肥等の有機物の施用による適切な土壌管理
- ・廃棄物の適正な処理・利用

③作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・安全作業のための服装や保護具の着用及び作業後の保管
- ・表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善
- ・機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管

- ・ 農薬・燃料等の適切な管理

- 国産農産物について、優先的に選択するよう努めることとしてはどうか。

【理由】

国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的機能発揮等へ貢献するとともに、国産農産物は、輸入農産物に比べて輸送距離が一般的に短くなることから、輸送に伴う温室効果ガス排出の抑制にもつながるため。

- 以下のものについては、推奨することとしてはどうか。

- ・ 有機農産物

【理由】

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるため。

- 対象商品は、生鮮食品（※）及び畜産物を使った加工食品とし、生鮮食品については調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については主要な原材料が調達基準を満たすものを優先的に調達することに努めることとしてどうか。

（※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの：畜産物の生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。）

~~なお、畜産物を使った加工食品については、使用される主要な原材料が調達基準を満たしているものを優先的に調達することに努める。~~

- 持続可能性の観点から、以下の点を満たす畜産物の調達を行うこと求めることとしてどうか。

- ① 提供される食品材の安全・安心を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等を遵守するとともにに照らして適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・ 動物用医薬品の適切な使用
- ・ 安全な飼料の給与

- ② 環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たって、日本の関係法令等に照らして環境保全のための適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・ 家畜排せつ物の適切な処理（堆肥化など）及び利用の促進

- ③ 畜産物の生産に当たって、作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていることに十分配慮されていること。

【具体的な内容の例】

- ・ 安全作業のための服装や保護具の着用及び作業後の保管
- ・ 機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管
- ・ 表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善
- ・ 化学薬品・燃料等の適切な管理

- ④ 畜産物の生産に当たって、快適性に配慮した家畜の飼養管理のための、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針等に照らして適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・家畜にとって快適な畜舎環境の確保
- ・十分な量の清潔な飼料及び水の確保

■ 国産畜産物について、優先的に選択するよう努めることとしてはどうか。

【理由】

国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的機能発揮等へ貢献するとともに、国産畜産物は、輸入畜産物に比べて輸送距離が一般的に短くなることから、輸送に伴う温室効果ガス排出の抑制につながるため。

■ 以下のものについては、推奨することとしてはどうか。

・ 有機畜産物

【理由】

有機畜産物は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、畜産物生産に由来する環境への負荷を低減するものであるため。

・ 農場HACCPのもとで生産された畜産物

【理由】

農場HACCPは、畜産物の生産段階において、食品の危害となる要因をコントロールすることで、特に畜産物の安全性の向上を図る高い水準の取組であるため。

・ エコフィードを用いた畜産物

【理由】

エコフィードは、食品残さの飼料としての有効利用による我が国の「もったいない精神」を具現化するものであるため。

- 対象産品は、生鮮食品（※）及び畜産物を使った加工食品とし、生鮮食品については調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については主要な原材料が調達基準を満たすものを優先的に調達することに努めることとしてはどうか。

（※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの：畜産物の生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。）

- 持続可能性の観点から、以下の点を満たす畜産物の調達を行うこととしてはどうか。

①食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・動物用医薬品の適切な使用
- ・安全な飼料の給与

②環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・家畜排せつ物の適切な処理（堆肥化など）及び利用の促進

③作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・安全作業のための服装や保護具の着用及び作業後の保管
- ・機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管
- ・表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善
- ・化学薬品・燃料等の適切な管理

④快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針等に照らして適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・家畜にとって快適な畜舎環境の確保

- ・十分な量の清潔な飼料及び水の確保

- 国産畜産物について、優先的に選択するよう努めることとしてはどうか。

【理由】

国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的機能発揮等へ貢献するとともに、国産畜産物は、輸入畜産物に比べて輸送距離が一般的に短くなることから、輸送に伴う温室効果ガス排出の抑制につながるため。

- 以下のものについては、推奨することとしてはどうか。

- ・有機畜産物

【理由】

有機畜産物は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、畜産物生産に由来する環境への負荷を低減するものであるため。

- ・農場HACCPのもとで生産された畜産物

【理由】

農場HACCPは、畜産物の生産段階において、食品の危害となる要因をコントロールすることで、特に畜産物の安全性の向上を図る高い水準の取組であるため。

- ・エコフィードを用いた畜産物

【理由】

エコフィードは、食品残さの飼料としての有効利用による我が国の「もったいない精神」を具現化するものであるため。

農産物に係る認証措置等のヒアリング概要(まとめ)

資料4-1

分野	内容(例)	JGAP	GLOBALG.A.P.	ガイドライン準拠GAP※
食品安全	農業使用方法の遵守と記録 水源の安全性確認 作業者の衛生	○	○	○
	収穫・調整・選別時の適切な対策			
環境保全	農薬だけに頼らない防除 環境に影響を与えない農薬散布方法	○	○	○
	肥料の適切な施用、土壌管理 廃棄物の適正な処理・利用			
労働安全	適切な服装、保護具の着用、保管	○	○	○
	作業環境の改善 機械・器具等の安全な使用・管理 農薬・燃料等の適切な管理			
個別基準に係る事項				

※「ガイドライン準拠GAP」については、都道府県等公的機関による第三者の確認が行われたもの





畜産物に係る認証措置等のヒアリング概要(まとめ)

資料 4 -- 2

分野	内容(例)	JGAP畜産版(予定)	GLOBALG.A.P.	GAP取得チャレンジャーズシステム (仮称)※
食品安全	動物用医薬品の適切な使用	○	○	○
	安全な飼料の給与			
環境保全	家畜排せつ物の適切な処理・利用促進	○	○	○
労働安全	適切な服装、保護具の着用、保管 機械・器具等の安全な使用・管理	○	○	○
動物福祉	快適な畜舎環境 清潔な飼料、水の確保	○	○	○
個別基準に係る事項				

※GAP取得に向けたステップアップであり、本システムで定められた事項の実施状況を公的な第三者が確認する仕組み



# GAPによる持続可能性の確保と 第三者による確認の仕組みについて

平成28年10月24日

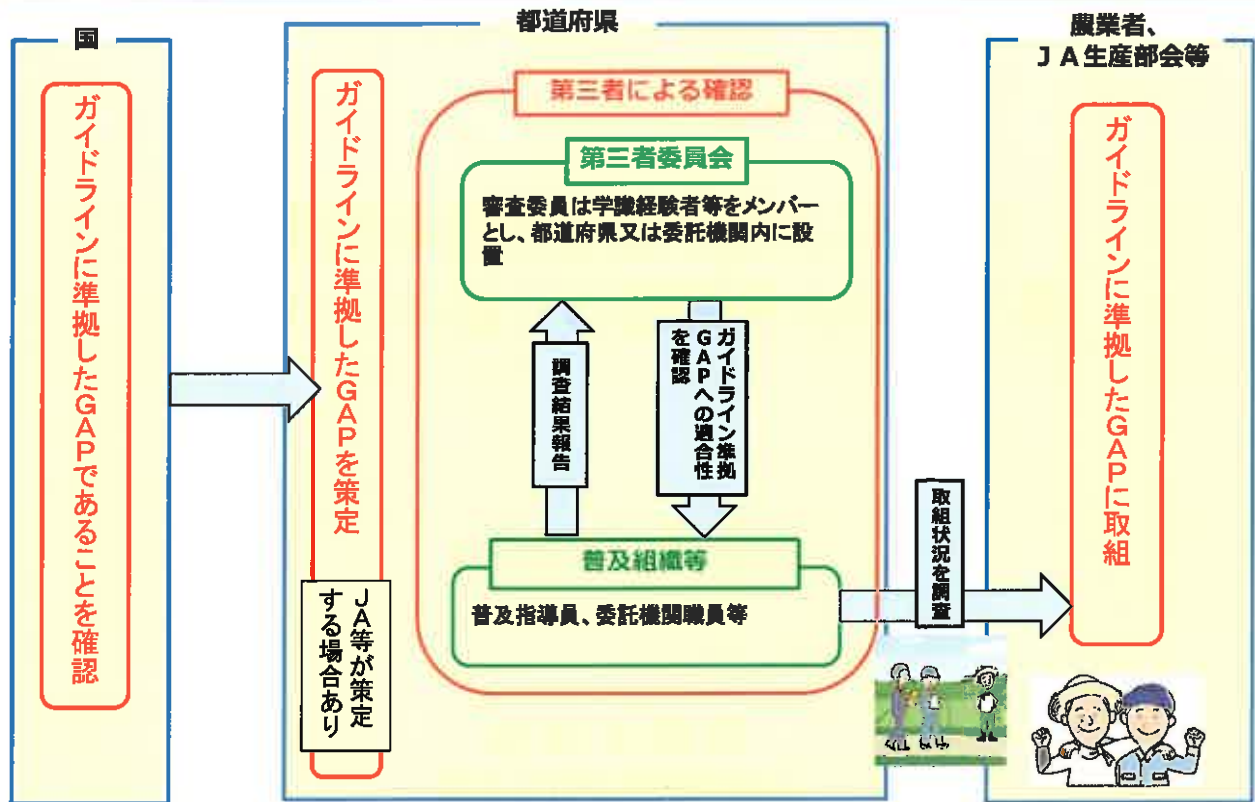
農林水産省  
生産局農業環境対策課

## GAPによる持続可能性の確保

### 持続可能性の確保に必須な事項

		食品安全	環境保全	労働安全
GLOBALGAP、JGAP	GAPガイドライン	<b>法令</b> 農薬取締法 食品衛生法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	毒物及び劇物取締法 消防法 労働基準法 労働者災害補償保険法 労働安全衛生法
	必須取組	CODEX生鮮果実・野菜衛生実施規範 栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針 農薬を使用する者が遵守すべき基準 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について	農薬を使用する者が遵守すべき基準 住宅地等における農薬使用について 環境と調和の取れた農業生産活動規範 地力増進基本指針 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本指針 農業技術の基本指針	農作業安全のための指針
その他(例) [JGAP、GLOBALGAPで記載]		仕入先・サービス提供者の評価 商品回収テスト 従業員の教育訓練活動と出席者についての記録		

# ガイドラインGAP※の第三者による確認の仕組み



※:「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に則したGAP

# GAP取得チャレンジシステムの概要

平成28年10月24日

**農林水産省**  
生産局畜産部畜産振興課

## 我が国の畜産における持続可能性の 維持向上に関する取組

- ・ 我が国の畜産物は、食品安全、動物衛生、環境関連の各種法令の下、持続可能性に関し、国際的に見ても高いレベルで生産。
- ・ 今後は、その取組を需要者や消費者にもわかりやすい形で情報提供。

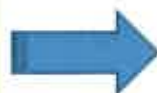
### 主な法令

- ex. ・ 食品衛生法に基づく安全基準
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準
- ・ 水質汚濁防止法に基づく排水基準

### 課題

- 生産活動を記帳・記録している生産者もいるが、記録する事項も様式も統一されていない

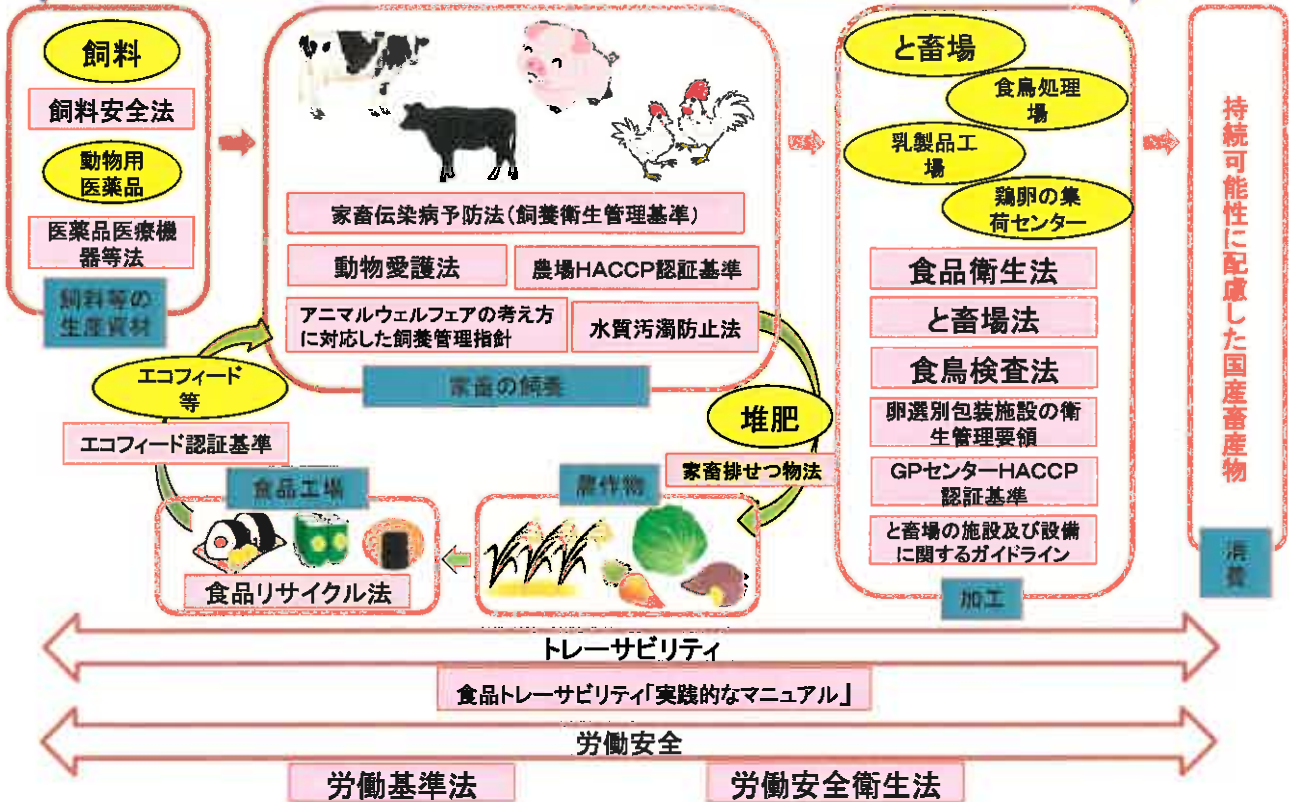
生産者の取組が需要者や消費者から理解しづらい



今後はGAP等の取組を推進

(参考)持続可能性に関する法令・ガイドライン等

CODEX(食品規格委員会)規格、OIE(国際獣疫事務局)指針に準拠



GAPチャレンジシステムの概要

GAPへ向けた生産者の受け止め方

JGAP畜産物(策定中)やGLOBAL G.A.P.にいきなり取り組むのは、生産者にとってハードルが高い

GAP認証に取り組む前に、農場内で記録やPDCA(Plan, Do, Check, Act)サイクルの定着を図りたい

アニマルウェルフェアに配慮した飼養方法などについて、現状の取組が良いのかどうか教えてほしい

GAP取得チャレンジシステム

- ・GAP取得につながる取組・項目をリスト形式で提示
- ・食品安全、環境保全、労働安全、動物福祉をカバー
- ・自己点検内容を第三者が確認し、農場名をWebで公開
- ・アニマルウェルフェアを中心に、研修会やセミナーも予定
- ・平成29年度から運用開始

**【リストのイメージ】①**  
**(アニマルウェルフェア飼養管理指針チェックリスト)**

**2 栄養**

**① 給餌・給水**

チェック項目	はい	いいえ
1 飼料は少なくとも1日1回給与していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 給餌時間は、可能な限り毎日同じ時間としていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 牛の発育段階に応じた適切な栄養素を含んだ飼料を給与していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 飼料を変更する場合は、計画的かつ段階的に行っていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 粗飼料は、質や給与量に注意し、適切に給与していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 ビタミンA制御を行う場合、ビタミンA欠乏が起こらないように制御時期と給与量について十分注意を払い、飼料給与計画を立てていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 牛にとって十分な量の水を給与していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 牛にとって適切なボディコンディションが維持されていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 水は、毎日新鮮で汚染されていないものを給与していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 水について、夏季の高温や冬季の凍結に注意していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 飼料や水の品質を確保するため、給餌器や給水器は、定期的なチェック及び清掃を行っていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 給餌・給水の際、過剰な闘争が起こらないように給餌器や給水器は十分な数やスペースが確保されていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

**【リストのイメージ】②**  
**(アニマルウェルフェア飼養管理指針チェックリスト)**

**4 牛舎の環境**

チェック項目	はい	いいえ
1 気象や環境の変化によって牛舎内の温度・湿度が大きく変化しないように注意していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 牛の快適性を維持するため、可能な限り、暑熱対策（直射日光を防ぐ、送風、屋根への散水、舎内への細霧散布等）や寒冷対策を行っていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 牛舎内の換気を適切に行い、常に新鮮な空気を供給していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 アンモニア濃度が25ppm（臭気を感じるレベルを乗り越えて、不快感が起こるレベル）を超えないように留意していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 牛が飼料及び水の摂取等の行動や、飼養者及び管理者が日常作業を支障なく行えるように適切な照明設備等を設置していますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 牛舎内の設備等による騒音を可能な限り小さくし、絶え間ない騒音や突如の騒音を避けるよう努めていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ アニマルウェルフェア以外の分野についても順次作成予定。

